

(証券コード1905)

平成27年6月26日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目25番11号

株式会社 テックス

代表取締役社長 菱 山 保

第45回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第45回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 1. 第45期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記事業報告の内容および連結計算書類の内容ならびに連結計算書類監査結果を報告いたしました。

2. 第45期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金につきましては、当社普通株式1株当たり金12円、総額82,748,676円、その効力が生じる日を平成27年6月29日とすることに決定されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更内容は、後記のとおりであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に菱山 保、金丸英二、田中啓三の3氏が再任され、新たに佐藤雅之、大森勇一の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

なお、本定時株主総会終了後に開催された取締役会において、次のとおり代表取締役ならびに役付取締役が選定され、就任いたしました。

代表取締役社長 菱 山 保

定款一部変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、<u>当該社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役</u>（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間で、<u>当該取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、<u>当該社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第39条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、<u>当該監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

配当金のお支払いについて

第45期期末配当金は、同封の「第45期期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、銀行取扱期間中にお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

なお、「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになられる方にも、「配当金計算書」を同封いたしておりますので、ご確認ください。「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。